

(別紙)

トルコ産グレープフルーツその他のシトラス・パラディシ及びレモンその他のシトラス・リモンの
生果実に関する植物検疫実施細則

沿革

平成 22 年 8 月 18 日 22 消安第 4305 号

消費・安全局長通達

改正 平成 30 年 4 月 13 日 29 消安第 6488 号

消費・安全局長通知

植物防疫法施行規則別表 2 の付表第 56 のトルコから発送されるグレープフルーツその他のシトラス・パラディシ（以下「グレープフルーツ等」という。）及びレモンその他のシトラス・リモン（以下「レモン等」という。）の生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成 26 年 2 月 7 日農林水産省告示第 191 号。以下「告示」という。）に規定する生果実（以下「生果実」という。）の植物検疫の実施については、告示に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。

1 消毒施設

（１）告示 5 の（１）の低温処理施設は、次の条件を満たすものとされている。

ア 生果実の中心部を所定温度に保持できること。

イ 生果実の中心部の温度（部屋中央の積荷の中心部及び最上部の角並びに冷却風の出口付近の積荷の中心部及び最上部の角の 4 か所）を外部から随時確認できる自動温度記録装置を有すること。

ウ イの自動温度記録装置は、4 時間ごとに摂氏 0.1 度単位で記録でき、かつ、少なくとも較正後 1 か月間は摂氏±0.1 度の精度を維持できる能力があること。

（２）告示 5 の（１）の低温処理船舶は、次の条件を満たすものとされている。

ア 生果実の中心部を所定温度に保持できること。

イ 船倉ごとに生果実の中心部の温度を外部から随時確認できる自動温度記録装置を有すること。

ウ イの自動温度記録装置は、生果実の中心部の温度測定用として 4 本以上の温度センサーを有すること。ただし、複数のデッキに区分けされている船倉（以下「複数デッキ」という。）にあつては、生果実の中心部の温度測定用として各デッキに 3 本以上の温度センサーを有すること。

エ イの自動温度記録装置は、4 時間ごとに摂氏 0.1 度単位で記録でき、かつ、少なくとも較正後 1 か月間は摂氏±0.1 度の精度を維持できる能力があること。

（３）告示 5 の（１）の低温処理コンテナは、次の条件を満たすものとされている。

ア 密閉型コンテナであること。

イ き裂、損傷等がなく、検疫有害動植物が分散するおそれがないこと。

ウ 生果実の中心部を所定温度に保持できること。

エ 生果実の中心部の温度（コンテナ内の積荷の中心部を含む 3 か所）を外部から随時確認できる自動温度記録装置を有すること。

オ エの自動温度記録装置は、4 時間ごとに摂氏 0.1 度単位で記録でき、かつ、少なくとも較

正後 1 か月間は摂氏±0.1 度の精度を維持できる能力があること。

- (4) 告示 5 の (2) のトルコ植物防疫機関により指定された低温処理船舶については、毎年、2 の調査の開始前又は輸出の開始前に、トルコ植物防疫機関により、船舶名、指定番号、指定年月日、所有者、収容能力及び船舶の構造を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとされている。
- (5) 告示 5 の (2) のトルコ植物防疫機関により指定された低温処理コンテナについては、毎年、2 の調査の開始前又は輸出の開始前に、トルコ植物防疫機関により、その記号・番号、指定年月日、所有者及び容積を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとされている。

2 消毒施設の調査

- (1) 植物防疫官は、告示 5 の消毒のための低温処理施設について、1 の条件を満たすものであることを確認するため、あらかじめ調査するものとする。
 - ア 調査は、原則として、毎年当該施設の使用開始前に行うこと。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査すること。
 - イ 調査は、原則として、トルコ植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査と共同して行うこと。
- (2) 植物防疫官は、告示 5 の消毒のための低温処理船舶及び低温処理コンテナについて、1 の条件を満たすものであることを確認するため、原則として、1 年に 1 回以上トルコ植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査に同行し、調査が的確に行われていることを確認するものとする。

3 検査及び消毒の実施の確認

- (1) 低温処理施設において消毒が行われる場合

ア 消毒の実施の確認

植物防疫官は、告示 6 の (2) のアの消毒の実施の確認について、次により、原則としてトルコ植物防疫機関と共同して行うものとする。

- (ア) 消毒の開始直前に、温度計の示度が正確であることを氷点法により確認すること。
- (イ) 1 (1) イに定めるとおり、生果実の中心部の温度が随時確認できることを確かめること。
- (ウ) (イ) の確認の後、グレープフルーツ等については生果実の中心部が摂氏 2 度となった後、引き続き 19 日間その温度以下、又は生果実の中心部が摂氏 3 度となった後、引き続き 23 日間その温度以下であることを確認すること。レモン等については生果実の中心部が摂氏 2 度となった後、引き続き 16 日間その温度以下、又は生果実の中心部が摂氏 3 度となった後、引き続き 18 日間その温度以下であることを確認すること。

イ 検査の実施の確認

植物防疫官は、告示 6 の (1) の検査の実施の確認について、次により、原則としてトルコ植物防疫機関が行う検査に立ち会い、行うものとする。

- (ア) 生果実のこん包数の 2 パーセント以上が検査されたことを確認すること。
- (イ) 検査の結果、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエがなかったことを確認すること。
- (ウ) (ア) 及び (イ) の確認の結果、チチュウカイミバエが発見されたときは、チチュウカイミバエが付着した原因についてトルコ植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、以後の消毒の確認を行わないこと。

ウ 植物検疫証明書

植物防疫官は、アにより消毒が完全に行われたこと及びイにより検疫有害動植物がないことを確認したときは、植物検疫証明書の余白に氏名を付記すること。

(2) 低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合

ア 検査の実施の確認

植物防疫官は、告示6の(1)の検査の実施の確認について、次により、原則として1年に1回以上トルコ植物防疫機関が記録した検査の実施記録を確認し、検査が的確に実施されたことを確認するものとする。なお、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、随時、実地調査により検査が的確に実施されたことを確認するものとする。

(ア) 生果実のこん包数の2パーセント以上が検査されたことを確認すること。

(イ) 検査の結果、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエがなかったことを確認すること。

(ウ) (ア) 及び (イ) の確認の結果、検疫有害動植物が発見されたときは、トルコ植物防疫機関により、当該荷口が日本向けに発送されないように措置されたことを確認すること。

イ 消毒の開始の確認

植物防疫官は、告示6の(2)のイの輸出港における消毒の開始の確認について、次により、原則として1年に1回以上トルコ植物防疫機関と共同して行うものとする。

(ア) 告示5の(2)のトルコ植物防疫機関により指定された低温処理船舶又は低温処理コンテナであることを確認すること。

(イ) 消毒の開始直前に、温度計の示度が正確であることを氷点法により確認すること。

(ウ) 低温処理船舶にあつては1(2)ウに定めるとおり、低温処理コンテナにあつては1(3)エに定めるとおり、生果実の中心部の温度が随時確認できることを確かめること。

(エ) トルコ植物防疫機関により告示4の封印がなされたことを確認すること。

(オ) 低温処理コンテナにあつては、トルコ植物防疫機関により植物検疫証明書に告示4の(3)の封印の記号・番号が記載されていることを確認すること。

(カ) トルコ植物防疫機関が記録した告示6の(2)のイの輸出港における消毒の実施記録を確認し、消毒の開始が的確であったことを確認すること。ウ 消毒の終了の確認

ウ 消毒の終了の確認

植物防疫官は、告示6の(2)のイの輸入港における消毒の終了の確認について、次により、原則としてトルコ植物防疫機関と共同して行うものとする。

(ア) 告示5の(2)のトルコ植物防疫機関により指定された低温処理船舶又は低温処理コンテナであることを確認すること。

(イ) 告示4の封印が破れていないことを確認すること。

(ウ) トルコ植物防疫機関から消毒の終了の確認前に提出された当該低温処理船舶の船倉、デッキ又は低温処理コンテナごとの温度センサーの較正記録及び告示5の消毒が開始された記録を確認すること。

(エ) 当該低温処理船舶の船倉、デッキ又は低温処理コンテナごとの自動温度記録装置の記録紙を調査し、イの(ウ)の確認の後、グレープフルーツ等については生果実の中心部が摂氏2度となった後、引き続き19日間その温度以下、又は生果実の中心部が摂氏3度となった後、引き続き23日間その温度以下であったことを確認すること。レモン等については生果実の中心部が摂氏2度となった後、引き続き16日間その温度以下、又は生果実の中心部が摂氏3度となった後、引き続き18日間その温度以下であったことを確認すること。

(オ) 輸入港における確認で消毒が完全に実施されていないことが判明した場合には、当該生果実は、トルコ植物防疫機関の責任により返送されるものとされている。

4 積み込み時の措置

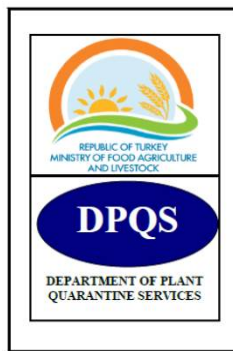
告示 7 の積み込み時の措置は、次のいずれかによるものとされている。

- (1) こん包が密閉型であること。
- (2) こん包の通気孔に網（孔の直径が 1.6 ミリメートル以下のものに限る。以下同じ。）を張ること。
- (3) こん包又は束ねたこん包全体がシート又は網で覆われていること。

5 表示

告示 8 の輸出植物検疫終了の表示は次の (1) の様式、仕向地の表示は次の (2) の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとされている。

(1) 輸出植物検疫終了の表示



(2) 仕向地の表示

FOR JAPAN

6 輸入検査

- (1) 植物防疫官は、輸入港において、輸入された生果実及び添付されている植物検疫証明書を確認して輸入検査を行うものとする。
- (2) 植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、告示 5 の (2) のトルコ植物防疫機関により指定された低温処理船舶又は低温処理コンテナでない場合、告示 6 の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示 4 の封印がなされていない場合、告示 8 の表示がなされていない場合又はこん包が破損若しくは開封されている場合（低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われた場合を除く。）には、当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。
- (3) (1) 及び (2) 以外の輸入検査の手続及び方法は、植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号）及び輸入植物検疫規程（昭和 25 年 7 月 8 日農林省告示第 206 号）によるものとする。
- (4) 植物防疫官は、チチュウカイミバエが発見された場合は、次の措置を講ずるものとする。
 - ア 当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、チチュウカイミバエが発見された荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。
 - イ チチュウカイミバエが付着した原因をトルコ植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。